

Gina & Partners (NZ) Ltd

留学・インターンシップ約款

第1条(申込条件)

1. 海外語学研修・留学及びインターンシップを渡航目的とし Gina & Partners (NZ) Ltd (以後当社という)のプログラムの申込条件を十分に理解し、当社、留学先、インターン受入先の規定、及び、受け入れ国の法令及び規則を遵守でき、心身共に健康な方を対象とする。
2. 健康に不安がある方、もしくは特別な配慮を必要とする方は申込時に必ず当社へ申告しなければならない。場合によっては医師の診断書を提出して頂くことがある。状況に応じてはプログラムへの参加を断る場合がある。
3. 18歳未満の方は保護者の同意を必要とする。
4. 18歳未満の方で、かつ中学・高校留学プログラムに申し込む方は、当社が別途定める同意書と行動規定に同意し、順守しなければならない。18歳以上の場合でも、ニュージーランド現地の高校に在学している間は、18歳未満と同様の規定が適用される。

第2条(申し込みと契約の成立)

1. 当約款における申し込みと契約の成立は、申し込み希望者が当社に当約款に基づく所定のプログラム申込書を作成・提出し、かつ申込金としてNZ\$575.00 (GST込み)(個人留学、及び、インターンシッププログラムの場合)を支払い、当社においてその申込書の提出及び申込金の受領を確認したときをいう。但し、当社と申し込み希望者との間で、契約の成立時期につき別途定めるときはこの限りではない。尚、上記申込金は、プログラム費の支払いの一部に充てることができる。
2. 団体プログラムの場合は、団体責任者が当社に対してプログラム費を支払い、当社がそれを受理したときを契約の成立とする。航空券や海外旅行保険については、別途、航空会社や保険会社の各規定が適用される。
3. 日本出発日の前日から起算して30日以降に申し込む場合は、申込者は当社に対して緊急手配手数料として別途NZ\$100.00 (GST込み)を支払う。

第3条(申し込みの拒否)

当社は次に定める事由があると判断するときは、申し込みを拒否することとする。

1. 申込者が18歳未満で、留学について親権者(両親など)の同意がないとき。
2. 申込者が希望する学校等のプログラムやコースに受け入れの余裕が無い等、客観的に留学が認められる可能性がないとき。
3. 申込者が希望する学校等の申し込み手続き期限や研修開始時期までに必要な手続きを完了することが困難であると当社が判断したとき。
4. 申込者が国の法令・公序良俗に反する行為をする恐れがある、または申込者に受け入れ校や研修先でのプログラムの円滑な実施に支障をきたす恐れがあると当社が判断した場合。
5. 過去の既往症または現在心身の健康状態等に鑑み、申込者が留学に不適切であると当社が判断した場合。
6. その他、当社が不適当と判断した場合。

第4条(プログラムの範囲)

当社が提供するプログラムは、申込条件に基づいて当社が申込者の希望するプログラムの受け入れ先への入学申込手続きの代行・出発までの情報提供やカウンセリングなどのサポートを行うものであり、申込者が希望する留学先への合格や留学先での学力の向上、課程の修了または卒業、資格の取得等を保証するものではない。プログラムサービスは次の通りとする。

1. 学校の選択

申込者の留学先学校及びコース選択を申込者とカウンセリングを行い選択する。

2. 入学手続きの代行
入学願書の取り寄せと作成・書類送付・プログラム費の送金・入学許可証(またはそれに相当するもの)の取り寄せを行う。
3. インターンシップ先の手配
有給または無給インターンシップ受け入れ先企業の手配及び契約手続きの事務サポートを行う。
4. 宿泊手続きの代行
申込者の希望により、研修期間に合わせたホームステイや寮等の申込代行を行う。
5. 海外旅行または留学保険の加入手続き
留学プログラムに参加の場合は、法令で海外留学保険の加入が義務付けられているため、海外留学保険加入は必須とする。
6. 現地生活サポート
現地滞在中の生活相談及び問題解決のサポートを行う。なお、申込者が18歳未満で、かつ、中学・高校留学プログラムに申し込む場合は、現地生活サポートへの申し込みを必須とする。18歳以上の場合でも、ニュージーランド現地の高校に在学している間は、現地生活サポートへの申し込みを必須とする。

第5条(諸費用)

1. 留学・インターンシップ費に含まれるもの
留学・インターンシップ費の見積書に明示したもの。
2. 留学・インターンシップ費に含まれないもの
前号に記載した費用以外のすべての費用。
【例示】
 - 海外留学・旅行保険料
 - 国際線航空券代
 - ビザ申請料
 - ビザ申請に伴う健康診断料
 - ビザ申請代行手数料
 - インターン中の滞在先初期費用及び生活費
 - 傷害・疾病に関する医療費
 - ホームステイ(宿泊先)～語学学校又はインターンシップ先までの交通費
 - ホームステイ中の月～金までの昼食代

第6条(費用の支払い)

1. 申込者は契約成立後、出発日の前日から起算して60日前までにプログラム費の全額を当社の指定する口座に振り込まなければならない。費用は請求日に当社指定会社によるレートにて日本円へ換算後、当社から申込者に請求し、申し込み者は当社指定の会社の日本口座へ振込みをする。
2. 申込者が前項の費用を支払わないときは、当社は申込者に対するプログラムの提供を停止する場合がある。
3. 費用支払いについて必要となる振込手数料や当社が申込者に返金する場合に必要な振込手数料は、全て申込者の負担とする。

第7条(申込み後の取消し・変更手数料)

第2条で定める契約の成立以降に申し込みを取り消す場合は、下記の規定が適用される。取消しの申告は、申込者本人が当社に対し書面(Eメールを含む)にて申告しなければならない。口頭での申告は認められない。ただし、当社と申込者との間で申込み後の取消し・変更手数料に関する規定を別途定める場合はこの限りではない。

1. 申込時に支払った申込金(NZ\$575.00 (GST込み))は取消手数料として扱う。
2. 当社は、第1項の取消手数料と別途、別紙の計算に基づく額を取消手数料として申込者に請求することができる。
3. 当社は、第1項及び第2項で定める取消手数料を、申込者から受領したプログラム費から差し引くことができる。尚、当社以外でプログラムに関わる機関(学校や保険会社、航空会社、旅行会社、バス会社など)については、各機関の返金規定が別途適用

される。差引後に残額がある場合、当社は申込者に対し、取消しの申告から14日以内に返金するものとする。

4. 留学先・プログラム等条件を変更する場合は変更手数料を申し受け、変更を行う。但し、手配状況により申込み済みのプログラムを取消し後、新規申込みとなる場合がある。

第8条(当社からの解約)

当社は、申込者に以下に定める事由が生じた当社が判断した場合、プログラム開始のいかんに関わらず、即座に本契約を取り消すことができる。この場合、申込者は、当社に対し、2(3)の場合を除き、違約金・損害賠償等名目の如何を問わずいかなる金銭の支払も求めることはできない。

1. 第6条に定める期日までに、プログラム費を支払わないとき
2. ビザ申請代行手続きにつき、以下の事由が生じた場合
 - (1) 所定の期日までに渡航手続書類等を提出しないとき
 - (2) 提出された渡航手続書類に不備があると認めるとき
 - (3) 渡航国当局によりビザの取得が認められないとき(ニュージーランドの移民局がこれを決定する為、当該ビザを取得できなかったことにつき当社は何ら責任も負わないものとする。この場合、申込金・申込時に支払った諸費用を除き支払済のプログラム費は返還するものとする。)
3. 当社が申込者に対して連絡をする必要がある状況下において、当社の適切な努力にも関わらず、申込者から返答がなく、1ヶ月以上に亘り音信不通になったとき。
4. 申込者が当社に届け出た申込者に関する情報の内容に、虚偽または重大な遺漏があることが判明したとき。
5. 申込者が、暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係者等の反社会的勢力であると当社が認めるとき。
6. 申込者が、当社または取引先に対して暴力的または不当な要求行為を行ったとき。
7. 申込者が法令・公序良俗に反する行為を行ったとき。
8. その他、本条各項に準じる、申込者との信頼関係を維持できない事情が生じた当社が判断したとき。

第9条(免責事項)

当社は、次に例示するような当社の責めによらない事由によりプログラムが実施できなかった場合、一切の責任を負わないものとする。

1. 天災地変・戦乱・暴動・運送または宿泊機関等のサービス提供の中止。官公署の命令、その他当社の関与しない事由により申込者が損害を被ったとき。
2. 渡航国のビザが取得できなかったとき(各国の移民局が決定する為)
3. 申込者の希望留学先や希望インターン先、または滞在施設が当社が事前許諾を得ていたにもかかわらず既に定員に達していたとき、または倒産したとき。

第10条(申込者の責任)

1. 渡航後は申込者個人の責任において行動するものとし、当社は滞在中のいかなる事故・トラブルに対して一切の責任を負わないものとする。
2. 申込者の故意・過失により当社が損害を受けた場合には、申込者は当社に対し損害賠償義務を負う。
3. 申込者が、当社とインターンシップ先企業の信頼関係を傷つける行為をしたと当社が判断した場合、申込者は当社に違約金(NZ\$1,000.00(GST込み))を支払うものとする。ただし、医師による診断書をもって申込者の負傷・発病が明らかになった場合等、やむを得ない事由によりインターンシップ契約期間を満了できなかった場合やプログラム手配開始後にその期間を短縮した場合は、違約金の全部又は一部の免除について、申込者と当社との間で協議することができる。
4. インターンシップ先企業とは申込者の責任のもと雇用契約を結び、当社は雇用契約に関する説明責任を負わないものとする。
5. インターンシップ先企業との雇用契約を終了する場合、企業が定める雇用契約の規定と企業担当者の指示を遵守

し、申込者が雇用契約終了の手続きを行うものとする。

第11条(プログラム内容等の変更)

当社では、現地委託先及び留学先学校から送られてきた最新資料に基づき当プログラムのサービスを提供するが、現地委託先及び留学先学校等の予測できない事情によりプログラムのサービスを変更することがある。この場合、当社は一切の責任を負わないものとする。

第12条(個人情報について)

1. 当社は申込者が当社既定の申込書に記入した個人情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレス等)について、お客様との間の連絡・申込をするプログラムにおける運輸または宿泊機関・語学学校・研修施設等の手配や査証取得のための手続きに必要な範囲内でのみ利用する。
2. 当社は個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理する。個人情報の紛失・破損・改ざん・漏洩等を防止する為、不正アクセス・コンピューターウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じる。

第13条(裁判管轄)

当約款に関する訴訟については、福岡地方裁判所又は福岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条(約款の変更)

当約款は、事情により告知なしに変更することがある。

第15条(準拠法)

当約款は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

Gina & Partners (NZ) Ltd

NZBN:9429036550579

2024年4月26日

留学・インターンシップ約款 別紙
～第7条（申込み後の取消し・変更手数料）第2項について～

記

●インターンシッププログラム

＜取消手数料の計算式＞

（プログラム費－第三者機関が提供するサービスにかかる費用－第7条第1項に定める取消手数料（NZ\$575.00（GST込み））×下記の掛け率

- (1) 出発日の前日から起算して44日～30日前までの取消の場合
10%
- (2) 出発日の前日から起算して29日～14日前までの取消の場合
30%
- (3) 出発日の前日から起算して13日～7日前までの取消の場合
50%
- (4) 出発日の前日から起算して6日前～当日または出発後の取消の場合
100%

●留学プログラム（個人・団体）

＜取消手数料の計算式＞

（プログラム費－第三者機関が提供するサービスにかかる費用－第7条第1項に定める取消手数料（NZ\$575.00（GST込み））×下記の掛け率

- (1) 出発日の前日から起算して29日～14日前までの取消の場合
20%
- (2) 出発日の前日から起算して13日～7日前までの取消の場合
30%
- (3) 出発日の前日から起算して6日～3日前までの取消の場合
50%
- (4) 出発日の前日から起算して2日前～当日または出発後の取消の場合
100%

●語学学校紹介 + NZ\$575.00 (GST込み)を超える当社の有料オプション付

＜取消手数料の計算式＞

（当社の有料オプション費－第1項に定める取消手数料（NZ\$575.00（GST込み））×下記の掛け率

- (1) 出発日の前日から起算して29日～14日前までの取消の場合
20%
- (2) 出発日の前日から起算して13日～7日前までの取消の場合
30%
- (3) 出発日の前日から起算して6日～3日前までの取消の場合
50%
- (4) 出発日の前日から起算して2日前～当日または出発後の取消の場合
100%

以上